

00779

縣下に於きましても近來生活用品の品不足を告げて居る傾向がありますが、これ等の中には配給統制に依る原因以外に、商人又は個人の買占や賣惜み又は闇取引によつて誘發される點が相當存在するやに察せられますことは、まことにこの聖戰遂行を妨げる非國民的行爲でありまして、もしかゝる行爲が實際存在すると致しますれば、國家の爲遺憾に堪えない處であります。當局に致しましてもこれ等の違反者に對しましては國家總動員法其の他の法律によりまして、嚴重なる取締を勵行し、前にも申しますやうに本縣にも經濟警察課を設置する等種々の方策を講じて居るのであります。が、縣民各位は一層自省自肅せられましてこの點を充分諒解せられ、進んで國策に協力せられんことを切に望んでやまないであります。

貯蓄のことにつきましては國家の百億貯蓄の目標に基きまして、本縣としては本年度三千萬圓の目標達成に邁進してゐるのであります。が、この貯蓄の勵行と云ふことも國家の物價政策に重大な關係を有することは云ふまでもありません。本年の上半期に於ける貯蓄成績は早害等の關係上尙目的達成について樂觀を許さぬものがありますことは甚だ遺憾に存する處でありまして、縣民各位一層の努力を希望する次第であります。

この重大なる聖戰遂行の途上に於きまして、今夏本縣は古來稀なる大旱魃に遭遇し、國家總力戰の重大要素たる經濟戰の遂行に多大の障礙を受けましたことは實に遺憾の至りであります。縣當局と致しましてもこれが對策と致しまして種々の施設を講じて居るのであります。が、被害者各位が非常なる忍耐と努力とを以てこれが克服に邁進されつゝありますこと、實に感激に堪えないところでありあります。どうか一段と自強自勵せられまして當局の施設及び各種團體と協調し、難局突破に努められんことを祈る次第であります。

今や歳末金融活躍期に當り、政府は全國的に經濟戰強調運動を提唱して國民の公私生活の戰時態

00789

勢化、物資活用と消費節約の徹底、戰時食糧の充實、百億貯蓄の勵行等を要望して居りまして、本縣でも國民精神總動員鳥取縣常任委員會の決定に基きこの十二月を各種の強調週間に配當して本運動の徹底を期して居るのであります。が、各位の協力に依りましてその実績多大なるものがあると信じます。尙この精神を今後に持續致しましてこれを日常生活化し、益々經濟生活の刷新を計りて國家の綜合國力を充實し、大陸に於ける建設の原動力を啓培することに努力したいと存するのであります。

茲に昭和十四年を送りて、國民等しく慶祝すべき紀元二千六百年を明年に迎へんとする歳晩に當り、一言所懐を述べてこの年末年始を有意義に過されんことを希望する次第であります。

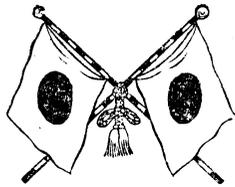
×

×

×

紀元二千六百年

新年奉祝實施要項



昭和十五年は實に我が人皇第一代神武天皇が、大和國橿原の宮に於て即位の大禮を擧げさせられ、光輝ある帝國の基をたてさせ給ふてより二

千六百年の記念の年に當るのであるが、時恰も東亞新秩序建設の聖業遂行途上に於てこの光榮ある年を迎へることは眞に意義深きを感じるのである。本縣ではこの慶賀すべき年の新春を迎へるに當つて、その慶祝の眞心を效すと共に一層曠古の大業完遂の覺悟をあらたにする爲、國民精神總動員鳥取縣實行委員會常任委員會の議を経て左の新年奉祝實施要項を決定した。我々縣民のすべてが擧つてこれを實行して、輝かしい新年を迎へることを期待する次第である。

一 趣 旨

昭和十五年元旦に當り事變下に迎ふる紀元二千六百年の嚴肅なる意義を體得し 皇室の聖德を欽仰し 聖壽の無窮を壽ぎ奉ると共に愈々盡忠報國の精神を昂め皇運扶翼の實を擧げ新東亞の建設に邁進すべき國民の覺悟を神明に誓ふの趣旨の下に奉祝を行ふこと

二 實 施 方 法

- (一) 各家庭に於ては早且必ず神社に參拜すること
- (二) 午前九時を期し「國民奉祝の時間」を設定し各家庭其の他の場所に於て夫々宮城遙拜並に萬歲奉唱を行ふこと
- (三) 官公署、會社、工場、學校、各種團體等に於ては奉拜式又は祝賀式を行ふと共に本文趣旨の徹底を圖ること
- (四) 市町村部落に在りては市町村民のため神社、學校、公會堂等適當なる場所に於て祝賀の方法を講じ本文趣旨の徹底を圖ること

- (五) 奉拜式又は祝賀式には成るべく紀元二千六百年奉祝會選定の「紀元二千六百年頌歌」を齊唱すること
- (六) 新年奉祝式に際し左の新年誓詞を朗讀し、その覺悟を固むること

新 年 誓 詞

こゝに昭和十五年の元旦を迎へ 恭しく聖壽の萬歲をことほぎ奉り 愈々 肇國の精神を顯揚し 強方日本の建設して 新東亞建設の聖業完遂に邁進し 以て 紀元二千六百年を光輝ある年たらしめむことを固く御誓ひ申します

備考

- (一) 紀元二千六百年新年の意義を一段と強調するため陽曆に依り全國民舉國一致奉祝の實を擧ぐることに
- (二) 神社參拜に付きては市町村等に於て夫々神社と打合の上成るべく歳旦祭に參列し得るやう措置すること
- (三) 「國民奉祝の時間」に當りては同時刻に

(四)

汽笛、サイレン、鐘其の他適當なる周知方法を講ずること
尙ラデオは同時刻に「國民奉祝の時間」の放送を行ふ豫定なり
「紀元二千六百年頌歌」の齊唱を行ふ時は國歌齊唱より後順位とすること

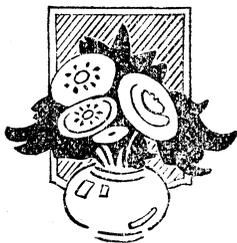


昭和十五年

元旦の

興亞奉公日

實施上の注意



國民精神總動員鳥取縣實行委員會では、來る昭和十五年一月一日の興亞奉公日にあたり、光輝ある紀元二千六百年の第一回奉公日を特に意義深からしむべく、常任委員會を開催して協議の結果その實施上の注意を左の如く決定した。

紀元二千六百年元旦の

興亞奉公日實施上の注意

明年一月の興亞奉公日は恰も光輝ある紀元二千六百年の元旦に際會するを以て當日全國民は悠久なる國史の跡を偲び「紀元二千六百年新年奉祝實施要綱」の趣旨に則り奉祝の誠を捧ぐると共に國民生活綱要並に本縣「經濟戰強調運動要綱」の趣旨に一層遵守勵行し眞に戰時下國民としての模範的生活を送るべきも特に左記事項に就きては格別の考慮を拂ふこと

- 一 松飾り其他新年恒例の諸事萬端は時局柄簡素を旨とし、専ら精神的に實施すること
- 二 虚禮的の年賀狀及年始贈答の類は一切之を廢止すること
- 三 屠蘇を祝ひ或は年始回禮等に藉口して飲酒の傾向を助長することなきやう留意すること

00783



皇太子殿下御降誕記念 「日之皇子の祝ひ日」

来る十二月二十三日の皇太子殿下御降誕記念日に當り、この佳き日を壽ぎ、皇室の御恩寵に報ひ奉る覺悟を愈々堅くすると共に、一面誕生日やお節句にも祝つて貰へない不幸な兒童達にも、せめてこの日は慈愛の手を差し延べて、この佳き日の意義を一齊に小國民の稚けない脳裡に植えつけたいと云ふ趣旨から、愛國婦人會並に恩賜財團愛育會の共同主催を以て、次の要項の通り「日之皇子の祝ひ日」を實施することになつてゐる。

施設要項

- 一期 日 十二月二十三日(御降誕日)
- 二 實施目標
 - 1 皇太子殿下御誕辰奉祝
 - 2 兒童に對する皇室尊崇觀念の培養

- 3 薄幸不遇兒童の慰安
- 三 實行機關
 - 恩賜財團愛育會、愛國婦人會本部及各地方支部
- 四 實施項目
 - 1 國旗を掲揚すること
 - 2 御安泰祈願祭を舉行すること
 - 3 「日之皇子の祝ひ日」に關する記事掲載又は放送をすること
 - 4 ポスター、立看板、懸垂幕、リーフレット、映畫等による趣旨普及方法を講ずること
 - 5 小學校、幼稚園、託兒所等に合同奉祝大會を開催すること
 - 6 薄幸不遇兒童收容施設を慰問し祝菓、小國旗等を贈ること及び兒童慰安施設を勸奨すること
 - 7 愛國子女團、幼稚園、小學校等に對し、奉祝式典、訓話、國旗掲揚式、神社參拜、旗行列、奉祝學藝會、奉祝綴方書方童謡

00784

等の課題、奉祝作品展覽會等の行事を勸奨すること

- 8 一般家庭に對しては國旗掲揚、奉祝赤飯等簡素なる奉祝料理献立、その他兒童中心の奉祝並に慰安行事を實施せしむる等奉祝の家庭化を圖ること
- 9 其の他適切なる行事を工夫實施すること



戰時食糧問題

「事變下に於ける國力の源泉は何といつても食糧の確保といふことが第一であるが、この食糧問題に於ては我が國は他の諸外國に較べて斷然優位にある。日本は食糧に關する限り心配はない。米は自給自給出來るし、海には無盡藏の魚がある。この點絶對的に日本の強みだ。」とは國民の常識であつたのだが、今や事變第四年を

迎へようとするこの頃、この國民的自負も樂觀を許さない狀況となつて來た。

元來農林漁業の如き生産業は、如何に科學が進歩した現代に於ても自然の恩恵に俟つ處が非常に大であつて、一たび風水害や旱害の暴威に遇へば如何なる人的努力も潰滅に歸してしまふ。本年の我が鳥取縣を始めとして中國地方や北九州及び南鮮地方の旱害は、農村當事者はもとより關係當局の全面的な努力を以てしてもこれを防止することが出来なかつたのである。

沉んや事變下労働力の急激なる減退に加へて石油、肥料、農具其他生産資材の制限に依つて、平時に比して著しく生産の制約を餘儀なくせしめられ、又一方軍需の増大、軍需産業の活況に基く労働者その他の購買力の増加、滿洲支那に對する輸出の必要等の爲に其の需要量は益々擴大せられたので、我が國の米穀保有量は甚しく減少を來し、十一月一日の内地に於ける米穀現在高(昭和十五年穀米度への持越高)は約四百六萬石で、前年同期の八百五十萬石に比較

して五割二分減を示したのである。従つて國民主食たる米を中心に、食糧不足の問題が俄然具體的な緊急解決を要する問題として考慮せられるに至つた。

この米穀問題の對策については早くより計畫せられて居り、その生産の部面に於て昨年度の基準數量たる六千三百四十餘萬石より七百六十餘萬石を増加して七千餘萬石の増産計畫を立て、耕地の擴張改良、耕種方法の改善、肥料の優先配當等の措置によつてその完遂を期し、配給の部面に於ては米穀配給統制法の運用、産業組合、同聯合會及び農會等系統機關の集荷督勵に努め、又消費の部面に於ては近く米穀の搗精歩合、酒類の造石高の制限等に關する法規を制定して米穀の需給の圓滑について各種の方策を講じて萬全を期しつゝあるのである。

而して米穀の生産配給、消費はいづれも相互密接な關係があり、又、價格と數量とが殆んど表裏の關係にあることは云ふまでもない。従つてこれ等全部に互に一貫せる統制を整備強化す

るなど種々の苦心が拂はれたのであるが、十一月六日の閣議に於ては遂に米穀の偏在、配給の不圓滑等に對する緊急措置として、左の如く適正價格の設定その他の方法に依り、米穀の需給調整に遺憾なきを期することとせられたのである。

- 一、米穀の最高販賣價格は玄米一石當標準價格三十八圓を四十三圓に改め、白米についても右に準じ最高價格を定むること
 - 一、右價格は昭和十五米穀年度内（昭和十四年十一月一日から十五年十月末日まで）之を變更せざること
 - 一、右價格に付ては嚴にその取締を勵行すること
 - 一、政府は出荷團體と協力し、米穀の出荷の促進に努むること
 - 一、政府は米穀の強制買上を爲し得るの制度を設くること
- 即ちこれによつて米穀事情及び物價の實情に即應せる公定價格による配給の圓滑化と、米穀

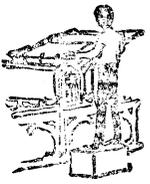
配給統制法第四條、米穀統制法第十一條の規定に基く政府の米穀強制買入制度を通じての政府所有米の増強方策が企圖せられたわけである。かくて我が國に於ける現下の食糧問題は本格的に對策樹立に進みつゝあるのであるが、しかしこの政府の政策は國民の充分なる理解と協力とに俟たなければ到底完全なる成果を擧げることとは出来ない。

生産については幾多の悪條件の下に辛苦を忍び缺乏に耐へつゝ農即國本の思想の下に精勵する農民の力によりて確保せられ、配給については營利本位の觀念に囚はれた買溜めや賣惜みを驅逐して、食糧配給の國家的意義を認識して政策に協力する所にその圓滿を期待し得られる。而して消費については消費者たる全國民が、生産に對する天の恵みと農民の勞苦とに敬虔なる感謝の念を持ちて米穀を尊重し、無駄を省き節約に努めることによつて戦時下食糧の充實確保は目的を達することが出来るのである。さきの世界大戰に於て參戰各國が食糧不足に

悩みて英佛獨いづれも切符制度を實施し、歐洲の穀倉と云はれた米國さへ食糧の増産節約を必要とし、パンに二割以上の小麦以外の穀物を混用し且つ目方を制限して「勝利のパン」と呼んで使用したのであつた。今次の歐洲戦争に際しては、ドイツは早くも開戦前の八月二十八日から食糧配給統制を實施しパンは切符制としてゐる。イギリスも九月八日食糧配給統制實施を決定し、イタリヤは參戰はしてゐないが、八月三十日から食糧統制を實施して一食につき肉又は魚一皿以上を用ひることを禁止したといふことである。

我が國に於ては先にも云ふやうに事變勃發以來食糧問題に對してあまりに無關心であつた。今や吾々は非常なる決意を以て米穀問題の解決に邁進しなければならぬのである。搗精度制限による七分搗米、胚芽米食の實施及び種々の代用食によつて米穀の節約を計り、耕作法の改良、耕地の増大に努力して生産の増加を圖ると共に、政府の諸政策に協力して配給その他の施

設の完全なる遂行に努める等、絶大なる覺悟を以てこの重要な戦時食糧の圓滿を期することは、これ實に銃後を護る全國民の責任である。



鳥取縣中央 商工相談所設置

政府に於ては物資動員計畫の實施により休失業の已むなきに立至れる、中小商工業者の事業の維持又は轉換を圖るため、商工相談所の整備につき全國道府縣に對し中央商工相談所の設置を奨勵すると共に、一面市町村又は商工團體の設置する一般商工相談所の整備擴充を圖るため之に對し道、府、縣の補助に對しても助成の途を講じてその施設の實績を擧ぐることに萬全を期してゐるのである。

本縣に於てもこの政府の方針に呼應して縣立商工獎勵館内に「鳥取縣中央商工相談所」を設

置し、不日之が開始を見ることゝなつたので大いに之が利用に努められたい。次にその組織及事業の要項を示し參考に資することゝする。

- (一) 組織
 - 所長 一名 指導員 一名
 - 指導補助員 二名 囑託 六名
- (二) 事業
 - 轉業相談

從來本所對照は主として物資需給調整のため影響を蒙れる中小商工業者にして當該商工業組合に加入し居らざる者とし、その取扱事務に於ては極めて消極的なりしも業者の望む所本所の有機的活動にあるを以て、相談受付機關たるの弊に陥ることなく今回本所の開始と共に機構の擴充と左の機能發揚に努むることゝなつた。

- 1 轉業に關する調査
 - 縣商工課と緊密なる連繫を保ち次の調査事務の遂行を圖る

(イ) 平和産業各業種別業態調査に關する事項

- (ロ) 軍需品、輸出品、代用品その他經營改善資料蒐集に關する事項
- (ハ) 金融に關する信用調査事項
- (ニ) 見本購入並に展示に關する事項
- (ホ) 見本試作に關する調査事項
- (ヘ) 不足物資の調査に關する事項
- (ト) 申合組合組織に關する調査事項
- (チ) 其他一般調査に關する事項

2 轉業に關する指導
縣商工課と緊密なる連繫を保ち次の指導事務の遂行を圖る

- (イ) 現業維持改善に關する事項
- (ロ) 軍需品、輸出品、代用品工業への轉換指導に關する事項
- (ハ) 轉業に關する實地指導及設計に關する事項
- (ニ) 技術指導に關する事項
- (ホ) 金融に關する指導事項

(イ) 時局に對する法規に關する事項
(ロ) 商工業組合設立並に登記事務指導に關する事項

- (ハ) 其他一般指導に關する事項
- (ニ) 轉業に關する幹旋
- (ロ) 縣商工課と緊密なる連繫を保ち次の幹旋事務の遂行を圖る
- (イ) 轉業及現業維持改善に必要な資材の幹旋に關する事項
- (ホ) 軍需品、輸出品、代用品の受註幹旋に關する事項
- (ハ) 幹旋に關する事項
- (ニ) 金融の幹旋に關する事項
- (ホ) 不足資材の幹旋に關する事項
- (ト) 一般就職幹旋に關する事項
- (チ) 其他幹旋に關する事項

4 轉業に關する連絡
縣商工課と特に緊密なる連繫を保ち次の事項の圓滑なる事務の遂行を期し當所本來の

使命達成を期す

- (イ) 巡回相談所の増設に關する事項
- (ロ) 懇談會開催に關する事項
- (ハ) 研究會開催に關する事項
- (ニ) 商工更生委員との連絡に關する事項
- (ホ) 趣旨徹底に關する事項
- (ヘ) 其の他連絡に關する事項

一般商工相談

町村當事者、警察、商工會、商工更生委員、商業奉仕委員既設一般商工相談所と常時緊密なる連繫を保ち、縣内業者の實情を知悉して之が對策を迅速に樹立し、一方相談事項の秘密を嚴守し、接するに懇切丁寧を旨とし、業者をして時局を深く正しく認識せしめ堅忍持久以て國策遂行上萬遺憾なからしむる様指導す。

一般商工相談所

現在鳥取、米子の兩商工會議所内に鳥取、米子商工相談所の設置ありて常に中央商工相談所と緊密なる連絡を執る。



經濟國策と
國民の協力

時局に對する國民の認識は相當徹底してゐると思はれる。又實際さうも云はれてゐるのである。しかし、まだ不徹底な部面が窺はれるのは何としても遺憾なこと、云はねばならない。

謂ふまでもなく我が帝國が直面してゐる東亞新秩序の建設は大事業である筈に蔣政權の問題ばかりでなくて四億民衆の完全なる精神的協調がなくては東洋の平和は成立しない。然るに支那がしつかり日本と手を握ることを最も不利として、何とかしてこれを妨害しようとするまゝに手をかへ品をかへて離間策を斷たない歐米諸國がある。今こそ歐洲動亂による手不足から幾分その手をゆるめては居るものゝ、心の底には日

支の提携を自國の東洋に於ける權益の失墜として、何とかしてこれを邪魔せねばならぬと考へてゐるのである。眞に東洋の理想境を建設して國家永遠の大計を確立する爲にはこれ等の難關を突破しなければならぬのである。排日抗日の教育に幼年時代から陶冶せられた支那國民を指導しつゝ、一面利己の爲には東洋を攪亂して東洋を自己の殖民地的勢力範圍としようと目論んでゐる西洋諸國と抗爭して行かねばならない現下の日本は、實に前古未曾有の非常時と云ふべきである。かうした日本の大責任については國民はもはや大體認識を持つてゐると云はねばならないのである。

しかし知ると云ふことゝ行ふと云ふことゝはなかく一致しがたいものである。耳では聞き目では見、且つ口では云ひつゝもいざ實行となるとそれが個人的な利己心に禍ひせられて、或は世の中がやつてゐるのに自分だけ正しくしてもつまらぬとか、小さな自分一人の行は大局にはたいして影響しないと云ふ考から、實際に

は却々行はれて行かないものである。

今や日本は經濟的に云つても正に非常時であつて、國家總動員法の發動によつてあらゆる物資は統制せられ日常生活品は極度にその配給が抑へられてゐる。肥料が足らぬ、器具が足らぬ衣服も食糧も思ふまゝには買へぬ。降雪をひかへて小學校に通ふ子供のゴム靴も買つてやれない。とは一般によく聽く言葉である。實際これ等の品物は市場に拂底してゐるのであつて、確に日常生活品は需要を充分満足させ得ない状態にあるのであるが、しかし政府は、國民が心を引きしめて辛抱さへすれば、即ち非常時局を認識して國家の爲に隠忍さへすれば、國民生活を脅威しない程度にその配給はしてゐるのである。又實際國民の大部分はこれを諒解し、國策に協力して日々不便に耐へつゝ生活してゐるのであつて、この國民の心は實に尊いものと云はねばならないのである。

然るに國民の一部分にはこの非常時局にも拘らず、この間にあつて國家社會の苦難を考へな

いで自己の利益の爲にこの統制を紊るやうなことをする者があるのは残念なことである。その最も重大な問題は、この非常時局に於ける買溜めと賣惜みである。

最近の日常生活から採り上げて考へて見ても米は明年の端境期に至つて米不足を生ずるであらうと云ふことは十一月初の國內保有高の調査からして想像されるのであるが、これに對する方策は政府に於て實施されつゝあり且つ將來に互つて實施せられるのである。そして決して今が今米が足りないといふのではないのである。砂糖がたらぬ、煙草が買へない。漬け物の季節にあたつて鹽が不足して漬物が出来ないといふ反面には、政府が如何に統制してゐても物價騰貴を抑制してゐても、今にこの様子では又品不足に伴つて物價が高くなるに違ひないと云ふ考へ方から、商人はなるべく品物を保有しようとし、買ひ手は少しでも多く買ひ込んで置かうとする心持がこの物資配給を阻碍してゐる點が多いと思はれるのである。

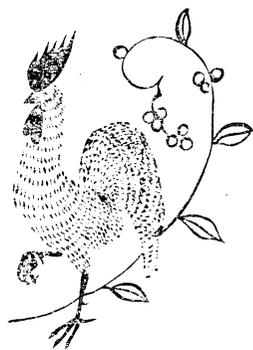
他面國民の内には金融の潤澤に惠まれてゐる部分が相當に多い。かねてから生活に困難を感じない資産階級は云ふまでもなく、時局的産業の殷賑による収入の増加した方面や、鹵價や米價の上昇による金融の潤澤を得てゐる方面も相當に多いのであるが、政府はこれ等の方面に對して極力貯蓄の奨励を行つてゐるのであるけれども、尙且つ手持金の潤澤に伴ふ購買力の増大は否むことは出来ない。かうした部面に於ける買溜めや賣惜みは矢張り行はれてゐると思はねばならぬのであつて、これ等の買溜め賣惜みにより物資需給の圓滑を妨げてゐる點は少なからぬものがあると思はれる。

改めて云ふまでもなく政府の物資配給統制政策は、國民の理解ある協力なくしては到底期待し得ないのである。吾々國民はこの重大時局を認識するとき、自己の利害得失を超越して吾々の行動を國家の政策に合致せしめ、極力その政策に協力してこの非常難關を打開しなければならぬのである。國の若者達はこの國難打開の

爲に尊い生命を捧げて活躍してゐる。この寒さの中に日々の食物にも不足しながら死ぬ以上の思ひをして苦戦してゐる。町にも村にも可愛い子供や大切な夫を國家の爲に戦死させて居る人達がたくさんにあるのである。吾々はこれ等の人達に對しても自分の利益をばかり考へては居られない筈である。目前の利害に捉はれて、この國難打開に最も大切な國家の經濟政策に反するやうな行動をする輩は、實に國賊的行爲をなす者と云はねばならぬのである。

國家はこれ等の國賊的行動をなす者に對しては國法を以て取締つて居り、經濟警察の機構も整備強化せられてゐるのであるが、何と云つても國民の自發的協力の精神が根本である。吾々は現下の經濟統制の遂行が全く我が國を賭けて戦つてゐる今事變の目的達成の成否の分岐點であることを確認して、小我を捨て、國家の爲に協力しなくてはならないのである。萬々一我が國の經濟が失敗に終るときそれは實にこの聖戰の大業が破潰せられて、日本の破滅を待つてゐる

る西洋諸國の思ふ壺にはま、りやがては我が國家の衰亡の根基となるものであることを忘れてはならないのである。



飼料原料
配合割合
及販賣價格

農林省では飼料原料取締規則に依つて全國購買組合聯合會其他飼料製造業者に對して、原料配合割合並に販賣價格を定めて各種配合飼料の製造販賣を承認して販賣せしめて居るのであるが、その内數種の例について記載して飼養者の参考に資することとする。

00793

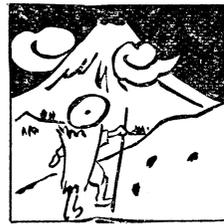
原料	各種配合飼料原料配合割合(重量比)及價格					
	組合配合飼料(成鶏用)	伊勢灣配合飼料(幼雛用)	同上(中雛用)	同上(成鶏用)	カネニ配合飼料(成鶏用)	同上(養牛用)
玉蜀黍	三五、〇%	六〇、〇%	五〇、〇%	四〇、〇%	二〇、〇%	一〇、〇%
高粱	一五、〇%	一五、〇%	一〇、〇%	一〇、〇%	五、〇%	五、〇%
米糠	九、〇%	一五、〇%	一〇、〇%	一六、〇%	二八、〇%	一二、〇%
大豆油	一七、〇%	三、〇%	一〇、〇%	一二、〇%	一七、〇%	三〇、〇%
魚粕	四、〇%	一五、〇%	一〇、〇%	八、〇%	四、〇%	一八、〇%
胴鮫	三、五	二、〇	三、〇	三、〇	三、五	一、〇
貝鹽	〇、五	一、〇	一、〇	一、〇	二、〇	一、〇
食在	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	二、〇	一、〇
芽穀	六、〇	四、〇	一五、〇	二〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
雜穀	一、〇	一、〇	二、〇	一、〇	一、〇	一、〇
骨粉	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
海草	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
醬油	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
澱粉	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇
計	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇	一〇〇、〇

00794

販賣價格	八、七四	九、九五	九、四〇	八、七四	八、七四	八、七四
------	------	------	------	------	------	------

備考

穀は米糠を以て適宜代用す
 米糠は穀、脱脂米糠、グルーレン、フキード、澱粉粕、醬油粕、又は酒精粕を以て適宜代用す
 大豆粕には棉實油粕、荳油粕、蘇子油粕、落花生油粕、胡麻油粕を適宜代用す
 芽在はアラメ、カジメ、ヒジキ、コンブ等を適宜代用す
 雜穀とは麥類、屑米、粟、稗、黍、蕎麥を含む
 海草は芽生を以て適宜代用す
 價格は貨車又は本船乘(麻袋入)裸百斤(六〇斤)の價。但し麻袋は通ひ袋とし、飼料製造業者は之が返還を受ける迄、保證金(麻袋一袋に付金七拾錢の範圍内)の供託を請求することを得。



健康者表彰

政府の管掌する健康保險の被保險者中、五ヶ年健康者及十ヶ年健康者に對して健康者表彰を行はれることになつてゐるが、その實施の要項は次の通りとなつてゐる。

- (一) 被表彰者の範圍
- 1 五年健康者表彰

表彰の當日現に政府の管掌する健康保險の被保險者たる資格を有し、昭和十年一月一日より昭和十四年十二月三十一日まで五ヶ年間の期間に於て夫々毎年十ヶ月(三百日)

00795

以上被保険者たりし者であつて、其の間傷病に關する給付(業務上の傷病に關する給付を除く)を受けたことのない者

但し昭和十、十一、十二、十三年度に於て五年表彰を受けた者及昭和十二、十三年度に於て十年表彰を受けた者、並に十四年度に於て十年表彰を受くべきものを除くこと。

2 十年健康者表彰

表彰の當日現に政府の管掌する健康保険の被保険者たる資格を有し、昭和五年一月一日より昭和十四年十二月三十一日まで十年間に於て、毎年十ヶ月(三百日)以上被保険者たりし者であつて、其の間傷病に關する給付(業務上の傷病に依る給付を除く)を受けたることのない者、

但し昭和十一年度十二年度十三年度に於て十年表彰を受けた者を除く。

3 陸海軍に召集せられた者、國民徵用令に依り召集せられた者に對しては、應召期間

- (一) を健康者表彰條件たる被保険者たりし期間に算入する。
- (二) 表彰式舉行日
表彰式舉行の日はなるべく昭和十五年一月から同年三月迄の間に於て適當な日を選定して一回に行ふことになつてゐる。
- (三) 健康者表彰は地方長官の名に於て之を行ひ表彰状並に記念品を授與せられる筈になつてゐる。



米生産統計 調査書類互審會

米の生産統計は米穀政策等の基礎資料となる最も重要な使命を有するものであつて、其の結果は各方面から注意せられ、殊に現下の米穀事情に鑑み重要性が一層大なるものとなつてゐるのであるが、本年は未曾有の長期旱魃に依つて

00796

早害地帯にあつては被害が甚大であるに反し、適期に移植して用水の潤澤であつた地方にあつては會て見ない豊作の地域もあるので、縣では之が内容の正確と報告の迅速とを期する爲、次の日程によつて市町村統計主任者を招集して、

互 審 會 日 程

開催月日時 鳥 取 市 集 合 場 所 集 合 市 町 村

十二月二十六日 午前九時

鳥取縣廳 鳥取市

十二月二十三日

米子市役所 米子市

岩 美 郡

十二月十九日

鳥取縣廳 宇倍野村、成器村、大茅村、面影村、津ノ井村、米里村、倉田村、

縣下千六百餘人の米生産統計調査員が各調査區に互つて米作農家毎に調査した七萬餘の米生産統計調査票について之が互審會を開催して調査の萬全を期することになつた。

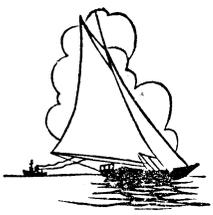
同	十日	彦名村 役場	彦名村、崎津村、夜見村、富益村、成實村、五千石村、幡鄉村、大幡村、
同	十一日	法勝寺村役場	大國村、法勝寺村、手間村、賀野村、天津村、尙徳村、上長田村、東長田村、
同	日	野 郡	
同	十二月二十四日	溝口町 役場	八郷村、溝口町、二部村、日光村、日野村、根雨町、米澤村、江尾村、神奈川村、
同	二十二日	黒坂町 役場	黒坂町、石見村、福榮村、日野上村、多里村、山上村、大宮村、阿毘縁村、



**市町村軍事援護
相談所に婦人委員の設置を望む**

今次事變に際りて興亞建設の礎となり、護國の華と散りし戦歿將兵戦傷病歿軍人軍屬の遺族家族は實に名譽ある尊い家柄であつて、この名譽を毀損するが如きことがあつては戦歿者の英

靈に對して眞に相濟まぬ次第であるから、國家としても充分その遺族家族に對しては援護指導の手をつくしてゐるのであるか、尙之が實際的活動と相談補導等の徹底を期せんがために、市町村軍人援護相談所委員中に適當なる婦人を加へ指導囑託員と緊密なる連繫のもとに遺族家族の相談補導に當らしむることが最も望ましいのでこの趣旨をそれ／＼市町村長に對して懇望してゐる次第である。



**唐津海員養成
所生徒募集**

現下内外の情勢に鑑み、基幹的普通船員及小型船々船職員の組織的養成を圖ることは非常に緊要な事である爲、今年度から遞信省に於て全國四ヶ所に海員養成所を設ける方針を立て、曩に兒島海員養成所及び小樽海員養成所を設置して之を養成してゐるのであるが、今回更に唐津市に唐津海員養成所を設置して昭和十五年一月下旬から養成を開始することとなり、生徒を募集することになった。次にその募集要項を記す

- 募集要項**
- 一 養成期間 一年
 - 二 所在地 佐賀縣唐津市
 - 三 募集人員 航海科 約三十名

四 應募資格

- (イ) 年齢 航海科 満十四歳以上満十六歳未満
- (ロ) 學歷 機關科 満十五歳以上
- 高等小學卒業又は之と同等以上の者

五 願書受付

締切期日 昭和十五年一月十五日迄
場所 門司市西海岸通 熊本遞信局海軍部

六 入所試験

體格検査及口頭試問を行ふ
定員を超過したるときは算術、國語の筆記試験を行ふ。
試験の日時(一月下旬の見込)及場所は應募者に通知す。
應募者の便宜を圖り出張試験を行ふことあるべし。此の場合には應募者に其の旨通知す。

00801

七

受験料は徴收せず。

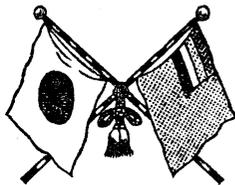
在所中の給與

食費は官給す。(授業料は徴收せざるも被服、圖書、文房具、雜費等の費用は自辨とす。)

八 卒業後の特典

(イ) 卒業後航洋船の普通船員として一定期間勤務したる者には小型船舶船職員の海技免狀を授與す。

(ロ) 卒業後一年以上乗船したる者は海軍豫備補習生志願の資格あり。銓衡の上海兵團に六ヶ月間入團し、其の教程を修了したる者は海軍豫備員に採用せらる尙、入所手續其の他の照會は遞信省管船局海員課又は門司市熊本遞信省海事部に爲すこと。



滿洲國

森林官吏

の募集

滿洲國の森林行政は建國以來著々其の制度並に組織を整備して來たのであるが、特殊用材重要産業開發資材等の需要が激増しつつあるのことに即應して飛躍的發展を遂げることとなり之が事業に従事する優秀な日系官吏を多數必要とする爲、内地に於て志願者を募集することになつて、滿洲國から帝國政府に依頼があつてゐるが、日滿一體の原則に基いて其の後補者を内地から出向させることは最も適切な事柄と認められるので、次の要項によつて募集することとなつた。

00802

森林官吏募集要項

一 募集人員

五百名

一 志望者の資格

昭和十五年三月中學校農林學校其の他各種甲種實業學校を卒業する者及び前記學校を卒業した者であつて、身體強健、思想鞏固品行方正、學術優秀なる滿二十五歳以下の男子にして、將來永く滿洲國官吏として勤務の希望を有するもの

一 選抜方法

前記の資格者中、地方長官の推薦に係る者但し、志望者募集人員を超過したる場合は農林省に於て銓衡の上決定する

志望者は願書に自筆の履歷書、卒業者は在學中の成績證明書在學者は學校長の卒業見込證明書並に終業成績證明書、醫師の身體検査書及び半身脱帽手札型寫眞一葉を添付して、昭和十五年一月十五日迄に經濟部林務課宛に提出すること

採用決定者は昭和十五年三月十日迄に農

林省より地方廳經由本人に通知する

一 採用者の教習及び待遇

採用者は三月下旬より九月中旬まで内地數ヶ所に於て林業の基礎知識を教習することになつて居り、その場所は採用決定通知の際同時に通達せられる

採用者は現住所より教習所に至る旅費(汽車賃三等實費、日當及宿泊料を含む)及び教習中三十圓乃至三十五圓程度を給與せられる(宿所は官設のものに宿泊せしめられるが食費、雜費等に二十圓乃至二十五圓程度である)

教習中視察旅行をなさしめることがあるけれども之が旅費は全部支給せられる

一 渡滿及渡滿後の待遇其の他

九月中旬教習を終り九月下旬渡滿せしむるものであつて、渡滿旅費(汽車賃、日當、宿泊料を含む)は支給せられる

渡滿後は直に滿洲國官吏に任用せられ、判任官の待遇を受け、林業關係官廳に勤務

を命せられ、月收七十六圓(外に旅費、賞與あり)程度を得る。
(月生活費は四十圓内外であるから相當餘裕がある)

燃ゆる赤心
貯蓄で示せ

- 十二月二十日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記之通
- 寫眞週報第九十六號掲載内容
- 秩父宮殿下中支方面御視察
- 東海線も全通した一約一ヶ年間の皇軍建設部隊の結晶、徐州、連雲港間は結ばれた。
- 上海に見る歐洲戰
- 野兎をとる報國隊一全國狩獵家の野兎毛皮供出運動
- 經濟戰の張尻は！昭和十四年度の最新統計に基づく經濟統計グラフ
- 精勵で曆を終る第三年(漫画)
- 機械水雷のお話！磁性機雷現る！今次の歐洲海戰の花形機雷戰、機雷とは？その掃海法は？
- 家庭救急箱(完)！家庭常備藥品とその使用方法
- 海外通信
- 讀者のカメラ
- 週報第六十六號掲載内容
- 小作料の統制について (農 林 省)
- 國民體力管理制度 (厚 生 省)
- 工職小組合制度とは何か (商 工 省)
- 南滿地方の掃蕩戰 (陸 軍 省 情 報 部)
- 潜水艦戰と防潜 (海 軍 省 海 軍 軍 事 普 及 部)
- ソ芬紛争の經過 (外 務 省 情 報 部)
- 戰時統制物資講座 五 (商 工 省)
- 織 維

昭和十四年十二月二十二日印刷
昭和十四年十二月二十二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所